

川西市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 20 号

川西市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則

川西市消防吏員の服制に関する規則（平成 16 年川西市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表冬帽の部及び夏帽の部を次のように改める。

冬帽	色	濃紺
	製式	円形とし、前ひさし及びあごひもは、黒色革製とする。 あごひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各 1 個でとめる。 形状は、別図のとおりとする。
	き章	銀色金属製消防章をモール製金色桜で抱擁する。 台地は、濃紺とする。 形状及び寸法は、別図のとおりとする。
	周章	帽の腰まわりには、黒色のななこ織を巻き、消防司令以上の場合には、じゃ腹組金線及びじゃ腹組黒色線を、消防司令補の場合には、じゃ腹組黒色線を巻くものとする。 形状及び寸法は、別図のとおりとする。
夏帽	色	紺
	製式	円形とし、前ひさし及びあごひもは、紺又はその類似色とする。 あごひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各 1 個でとめる。 天井の両側に各 2 個のはと目をつけ、通風口とする。 腰は、藤づるあみとし、すべり革には、所要の通風口をつける。

	天井の内側には、汚損よけをつける。 形状は、冬帽と同様とする。
き章	冬帽と同様とする。ただし、台地は紺とする。
周章	帽の腰まわりに、紺又はその類似色のななこ織を巻くものとする。

別図中「冬帽（男性）」を「冬帽」に改め、同図冬帽（女性）を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。